

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に、理事会を設置する。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 委員会の設置、委任すべき業務、廃止等の決定
- (3) 委員会及び事務局の担当理事の指名
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (6) その他法令又は定款に規定する職務

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 2 理事会は、出席者間の協議を十分に行える環境である場合にかぎり、Web会議、テレビ会議及び電話会議の方法によって開催することができる。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開会の日の一週間前までに通知しなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事が出席できないときは、理事会で選出するものとする。